

水戸市の一時預かり事業の取り組み

事例：平成29年度 水戸市立内原幼稚園での取り組み

市立保育所に比べ、市立幼稚園の実施時間が短かったため、一時預かり事業の実施時間を試験的に30分延長

(16:00までの実施を16:30まで延長)

25

市立幼稚園の方が利用料(預かり保育の利用料を含め)が廉価であるため、水戸市立内原保育所から3人が、内原幼稚園に転園

保護者のニーズに応じることで保育所に受け入れ枠が生じ、結果として市内の待機児童が減少

一時預かり事業の現状と課題

① 幼稚園で勤務する職員だけでは対応困難

幼児教育の質の維持も必要

幼稚園での業務多忙

幼稚園に従事する幼稚園教諭の人員不足

一時預かり事業従事者の確保が困難



② 新たな人材を確保することが困難

事業への応募自体が少ない

市内に有資格者が少ない

一時預かり事業の現状と課題①

幼稚園で勤務する職員だけでは対応困難



結果

・水戸市立幼稚園は園長・教頭を含め、1園当たり2～3人の人員で運営しており、幼稚園で勤務する教頭や担任が一時預かり事業に従事している状況

- ・教材研究等の時間を圧迫
- ・幼児教育の質の維持が困難

一時預かり事業の現状と課題②

新たな人材を確保することが困難

結果

・保育士または幼稚園教諭免許の資格を所有する専任の従事者の確保が困難

・1/3の配置基準に含まれない者を補助員として雇用しているが、何年勤務したとしても配置基準に換算されないため、幼稚園で従事する職員に依存した実施体制となっている

(全一時預かり事業専任従事者 29名
うち約半数の14名が無資格者
(うち小学校教諭免許状所有者1名))

- ・教諭の出張や業務多忙時には、一時預かりが実施できない
- ・保護者のニーズがあるにもかかわらず、早朝、夕方の一時預かり事業が全園で実施できない
(夕方の一時預かりは2園のみで実施)
- ・長期休業中の一時預かり事業は、現在、2園でしか実施できていない
- ・恒常的な人員不足により、一時預かり事業の安定的な運営が困難

一時預かりの充実化に向けた提案

提案1 : 有資格者要件の緩和

提案2 : 教員免許の更新要件の改正

一時預かりの充実化に向けた提案

提案1：有資格者要件の緩和

【現行】

- 一時預かり事業の従事者は、保育士または幼稚園教諭免許状所有者のみ

30

【提案】

- 現行の有資格者に下記の資格を持つ者を加える
 - **幼稚園教諭免許の未更新者**
⇒自己都合により退職した元正職員など預かり保育を行う上で十分な知識や経験を持つ未更新者を活用したい。
 - **小学校教諭，養護教諭免許状所有者**
⇒毎年35人～40人いる定年退職者の活用を図りたい。



一時預かりの充実化に向けた提案

提案2：教員免許の更新要件の改正

【現行】

- 一時預かり事業専任従事者は、免許状更新講習の対象外
 - 継続して一時預かり事業に従事したいという意欲があっても、更新講習を受けられず、辞めざるを得ない。
- ③ 将来は幼稚園教諭としても雇用したいと考えているが、更新講習を受講できないため、幼稚園教諭として勤務を開始する際に、更新講習や手続き等が必要となり、すぐに雇用ができない。

【提案】

- 教員免許更新講習の受講対象者に、「幼稚園で一時預かり事業に従事する者」を加える。



提案実現後の質の確保について

幼稚園教諭免許未更新者，小学校教諭，養護教諭
免許所有者が1／3の配置基準の対象となった場合、



過去に，保育所，幼稚園，小学校等で
一定期間勤務経験のある者，
特に定年退職者を雇用

- ▶ 一定期間勤務経験があれば、幼児保育における安全等への意識や知識を十分持ち得ているものと考えられる。
- ▶ これまでに現場で培ってきた知識や経験に基づいた指導は，幼小連携の際にも幼児へ良い影響を与えられる。

提案実現による効果

有資格者が拡大する

- ・ 出産・育児、定年により退職した幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭が有資格者に加わる

雇用対象者が広がる

- ・ 一時預かり事業専任の従事者(非常勤職員)として雇用

幼児教育の充実が図れる

担任、教頭の教材研究の時間が確保できる

- ・ 7園¹×2時間(預かり時間)×5日=1週間当たり70時間の確保

一時預かり事業の拡充が図れる

- ・ 早朝、夕方の実施が可能となる
- ・ 長期休業中の実施を、2園から全19園に拡充できる
- ・ 常態的な実施が可能となる

幼稚園のニーズが高まる。

待機児童対策への効果が期待できる。



もっと身近に、
もっとしあわせに

平成30年 地方分権改革に対する提案

「家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し」



平成30年7月10日

さいたま市

1 提案にいたる経緯等

(1) 経緯・連携施設の要件

・子ども・子育て支援新制度（平成27年4月施行）において、小規模かつ2歳までの利用を基本とする「家庭的保育事業等」が創設

- ・「家庭的保育事業等」は、**連携施設（認可保育所・幼稚園・認定こども園に限る）を確保**することなど**3項目が認可要件** ※経過措置期間：平成32年3月末日まで（残り1年半）

① 保育内容の支援

園庭開放や集団保育を体験するための機会の提供等

② 代替保育の提供

家庭的保育事業所等の保育士等が急病等の場合、代替で保育を提供

③ 3歳児の受け皿

家庭的保育事業所等を卒園した3歳児（全員分）の優先受入枠の設定

(2) さいたま市における現状と課題

- ・家庭的保育事業等は、小規模かつ2歳までの利用であり、連携施設の制度趣旨や必要性は認識しているが、**連携施設の確保が進んでおらず、経過措置期間が終了し、既存不適格又は認可取消となることを懸念**

(根拠規定)

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第6条（保育所等との連携）ただし、平成31年度末までは連携施設がなくても認可できる経過措置あり。

※家庭的保育事業所等の認可は国基準に基づいて市町村が条例で定めるが、連携施設に関する国基準は市町村が従うべき基準とされている。なお、経過措置を適用するかどうかは市町村の判断で、本市は国基準どおり適用している。

2 連携施設確保の状況：連携施設の実情

- ・ **総務省行政評価局**から平成28年12月に公表された「子育て支援に関する行政評価・監視－子ども預かり施設を中心として－」では、調査の結果、連携施設を確保済みとしながらも「**連携3要件**」をすべて設定している施設は、**約30%**とのみなっている
- ・ **さらに、連携施設が離れているなど、実態は機能していない例もある**

調査結果

結果報告書 P123～128

◆ **連携施設の確保に向けた市町村の支援が不十分**

- ・ 小規模保育施設等の認可実績がある44市町村において、連携施設が確保できていない小規模保育施設等は約3割（253/931施設）
- ・ 調査対象小規模保育施設等における連携施設の確保状況

連携施設を確保済	27	連携内容を書面で確認	20
連携施設を未確保 うち、今後も確保の見込みなしとするもの	8 5	3要件全てを設定 1つ又は2つの要件を設定 うち、「卒園後の受皿」の要件を設定 うち、「卒園後の受皿」の要件を未設定	11 9 4 5 7

(注) 实地に調査した小規模保育施設等のうち、特定の施設の確保状況及び連携内容の確認方法が把握できた35施設について整理している。

- ・ 連携施設の候補となる保育所等の中には、制度の理解が不足しているところあり（18/82施設）
- ・ 小規模保育施設等に連携施設を紹介するなどの市町村による支援が十分でない。
→5年間の経過措置期間の状況を確認してから対策を検討するとする市町村あり（11/44市町村）

◆ **連携施設が確保されていても連携内容の実行性が担保されていないおそれ**

- ・ 小規模保育施設等と連携施設が離れている（移動距離5km以上が21.3%（34/160施設））
- ・ 連携施設が離れていることを理由として、連携施設以外に入所している卒園児がいる小規模保育施設等あり（3/11施設）
- ・ 連携内容に関する施設間の協定が口頭のみ（7/27施設）
- ・ 連携内容の実行性について認可時に市町村が未確認（10/44市町村）

実地調査では**3要件を満たしているのはわずか約30%**

連携施設確保としながらも実態は機能していない

3 連携施設確保の状況：さいたま市の状況

- ・ 平成30年4月時点で、市内の家庭的保育事業所等は131園
- ・ このうち、連携施設の「3要件」すべてを満たしている施設は「ゼロ」となっている

	施設数	①保育内容の支援	②代替保育	③卒園後（3歳児）の受け皿	3要件すべてを満たす施設
家庭的保育事業所等	131園	44園 (33.6%)	24園 (18.3%)	0園 (0%)	0園 (0%)

37

- ・ 連携施設の「3要件」のうち、「①保育内容の支援」については連携が進んでいるが、「②代替保育」、「③卒園後（3歳児）の受け皿」では思うように連携が進んでおらず、特に「③卒園後（3歳児）の受け皿」の連携は「ゼロ」である
- ・ 家庭的保育事業所等の努力や本市の取組にも関わらず、いまだ市内の家庭的保育事業者等では、連携施設の確保が進んでいない